

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	4	府 省 庁 名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律の認定を受けた事業者が取得した一定のバイオ燃料製造設備 [対象設備] 木質固形燃料製造設備、エタノール製造設備、脂肪酸メチルエステル製造設備、ガス製造設備 ・ 特例措置の内容 固定資産税の課税標準について、ガス製造設備は価格の 2 分の 1、木質固形燃料製造設備は価格の 4 分の 3、ガス・木質固形燃料製造設備以外の製造設備は価格の 3 分の 2 に 3 年間減免とし、その適用期限を 2 年延長する。		
関係条文	地方税法附則 15 条第 18 項		
減収 見込額	[初年度] - (▲109) [平年度] - (▲127) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 農林漁業由来のバイオマスを活用した国産バイオ燃料の生産拡大を通じ、農林水産物の新たな需要を開拓し、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化、農山漁村地域の活性化及び地球温暖化の防止を図る。 (2) 施策の必要性 バイオマスなど農山漁村の未利用資源を活用することは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待される。 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、農林水産省においても、令和 3 年 5 月に策定した「みどりの食料システム戦略」の中で、再生可能エネルギーの導入を KPI に位置づけている。特にバイオマスに関しては、「バイオマス活用推進基本計画（第 3 次）」を令和 4 年 9 月 6 日に閣議決定し、新たな指針と目標を定め、より一層の活用推進に取り組んでいるところである。また、令和 4 年 12 月 1 日に策定された「航空脱炭素化推進基本方針」において、2030 年までに本邦航空運送事業者による燃料使用量の 10%を SAF（持続可能な航空燃料）に置き換える目標が設定されるとともに、令和 7 年 2 月 18 日に閣議決定された「エネルギー基本計画」の中で、2030 年度までに一部地域でガソリンへの直接混合も含めたバイオエタノール導入拡大により、最大濃度 10%の低炭素ガソリン供給開始を目指すことが示され、石油業界をはじめとした各業界がバイオ燃料の国内生産に向けた動きを見せている。このことから、バイオ燃料の原料となる木質バイオマス等由来のバイオエタノールなどの需要が今後大きく高まるが見込まれる。 上述の状況の中、現状化石燃料に比べ供給コストが高いバイオ燃料の普及拡大を図るためには、投資家・事業者の参入を促すための税制によるインセンティブ付与が必要であり、バイオ燃料製造設備の初期投資に係る税負担の軽減措置を推進する必要がある。 これまで「農林漁業バイオ燃料法」（平成 20 年 10 月施行）に基づき、36 件の生産製造連携事業計画の認定を通じて、農山漁村のバイオマスの活用を推進してきたところであるが、目標達成のためには、重要な支援措置である本税制の特例措置を通じて、原料供給者である農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が適切に連携した「生産製造連携事業計画」を推進することが必要不可欠である。		
本要望に 対応する 縮減案	-		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日）における位置づけ 3. 本戦略の目指す姿と取組方向 （5）本戦略が目指す姿とKPI（重要業績評価指標） ⑦2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。 4. 具体的な取組 （1）資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進 ①持続可能な資材やエネルギーの調達 ・営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築 ・農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入 ・小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入 ・バイオ液肥（バイオガス発電の副産物である消化液）の活用による地域資源循環の取組の推進 ・地産地消エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し ○食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）における位置づけ 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 Ⅳ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 1 農業生産に活動における環境負荷の低減 （2）環境負荷低減に向けた個別分野の取組 ③農林漁業循環経済地域の創出 バイオマスは、電気・熱、燃料への変換によるエネルギー利用や、プラスチック等の素材としてのマテリアル利用が可能であり、再生可能エネルギーとともに、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地方創生や農山漁村の活性化、地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題の解決に寄与するものである。 このため、先導地域を核として、地域の未利用資源等を活用した「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設や農業機械等で循環利用する、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。 ア バイオマスの利用推進 バイオマス産業都市の取組の推進や、地産地消型バイオマスプラントの施設整備、耕畜連携の推進等により、地域特性に応じて電気、熱、マテリアル、燃料等としてのバイオマス利用を進める。地域の農林漁業関連施設や農業機械等への燃料利用については、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（平成20年法律第45号）による農林漁業者とバイオ燃料製造事業者の連携の促進や、資源作物の栽培実証等を進めるとともに、SAFについては、関係省庁と連携して国産原料による製造や廃食用油の回収方法等の検討を進める。 ○バイオマス活用推進基本計画（令和4年9月6日閣議決定）における位置づけ 第1 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針 2. 地球温暖化の防止 バイオマスを燃焼させること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収されたものであり、バイオマスは大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」という特性を有している。バイオマスの活用を推進し、化石資源由来の製品やエネルギーをバイオマス由来のそれらで代替することにより、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出を削減し、脱炭素社会の実現を図ることで地球温暖化防止に貢献する。
-------------------------------	------------	--------------------------	---

		○エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）における位置づけ V. 2040年に向けた政策の方向性 4. 次世代エネルギーの確保／供給体制 （5）バイオ燃料、合成燃料 次世代バイオ原料の国産化に向けた技術開発に関する取組を進めるとともに、次世代バイオ原料の資源国との連携を深め、サプライチェーンの構築・強化を進める。 自動車分野では、制度等の必要な環境を整備しながら、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、2030年度までに一部地域でガソリンへの直接混合も含めたバイオエタノール導入拡大により、最大濃度10%の低炭素ガソリン供給開始を目指す。また、対応車両の普及状況やサプライチェーンの対策状況等を見極めて地域や規模拡大を図り、2040年度から最大濃度20%の低炭素ガソリン供給開始を追求する。 航空分野では、SAF導入拡大のため、GX経済移行債を活用した大規模なSAF製造設備構築に係る設備投資支援や「戦略分野国内生産促進税制」による税額控除等の先行投資支援、2030年のSAFの供給目標量を「2019年度に日本国内で生産・供給されたジェット燃料のGHG排出量の5%相当量以上」と設定するなど、中長期的な規制・制度的措置により国際競争力のある価格で安定的にSAFを供給できる体制を構築する。また、今後バイオ由来のSAFは原料の争奪戦が予想されるため、非可食原料の開拓による原料の多角化、安定的な原料確保に向けたサプライチェーンの構築・強化を行う必要がある。 自動車・船舶・鉄道・建設機械等の分野で幅広く使用される軽油に対しては、原料供給制約があることも踏まえた上で、バイオディーゼルの導入を推進する。 ○農林水産省の政策体系における位置づけ 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 《政策分野》 農業生産活動における環境負荷の低減									
	政策の達成目標	市町村バイオマス活用推進計画は、バイオマス活用推進基本法に基づき策定される各地域による創意工夫を生かしたバイオマス活用の主体的な取組を促進していくための計画であり、地域のバイオマスを活用した産業化に向けた取組の基盤となるものであるため、引き続き、市町村による計画策定を拡大していくことが重要である。 具体的には、2030年（令和12年）に全市町村がバイオマスの活用に関する記載がある計画を保有することを目標とする。									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）									
	同上の期間中の達成目標	政策達成目標と同じ （政策の達成目標は「バイオマス活用推進基本計画」（令和4年9月6日閣議決定）において定められた目標であるため、税負担軽減措置等の延長期間と一致しない。）									
	政策目標の達成状況	令和7年3月時点で、市町村におけるバイオマス活用推進計画等の策定は1048市町村となっており、地域資源の利活用は着実に増加してきているが、今後、全市町村におけるバイオマス活用推進計画等の策定を推進し、更なるバイオマス利用拡大を推進していくことが必要。									
有効性	要望の措置の適用見込み	<table> <tr> <th></th><th>適用予定件数</th><th>減収見込額</th></tr> <tr> <td>令和8年</td><td>9件</td><td>109百万円</td></tr> <tr> <td>令和9年</td><td>11件</td><td>127百万円</td></tr> </table>		適用予定件数	減収見込額	令和8年	9件	109百万円	令和9年	11件	127百万円
	適用予定件数	減収見込額									
令和8年	9件	109百万円									
令和9年	11件	127百万円									

		要望の措置の 効果見込み （手段としての 有効性）	バイオ燃料製造事業は、製造プラント等多額の固定資産の保有が必須であり、特に初期（１～３年）の固定資産税の負担が重い。固定資産税を３年間減免することで、固定資産税の負担割合が低下し、概ね売上高営業利益率水準以下となり、初期の事業収支の大幅な改善が期待できる。	
相 当 性		当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例【揮発油税、地方揮発油税】 バイオエタノールの導入を促進するため、ガソリン税（揮発油税及び地方揮発油税：53.8円/L）の課税標準から、混合したバイオエタノールの数量分を控除。	
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	令和７年度 バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証支援 ６１２百万円の内数 （概要）国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援します。 令和７年度 バイオマスの地産地消 ６１２百万円の内数 （概要）地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備や副産物の地域内利用に係る取組を支援します。	
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	予算措置では、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討やその栽培実証、バイオマスプラントの施設整備等を支援している一方、本税制による支援は、バイオ燃料の製造設備取得後のランニングコストを固定資産税の減免により軽減するものであり、近年のエネルギー情勢を背景としたバイオ燃料製造の初期投資を軽減しスタートアップを下支えするためには、予算と税制の両輪での支援が重要である。	
		要望の措置の 妥当性	バイオ燃料製造設備の導入には多額の初期投資を伴うため、事業者が新規参入に躊躇するケースが少なくない。また、設備導入後、本格稼動し安定的な収入を得るまでに一定程度の時間を要するため、ランニングコストの負担により経営が圧迫されることが懸念される。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることにより、設置事業者のキャッシュフローが改善され、導入当初の安定的な経営に資することとなるため、支援することは適正である。 また、我が国が2050年カーボンニュートラルの実現を目指す上で、カーボンニュートラルの特性を有するバイオ燃料の利用推進は重要な取組の一つである。 令和３年５月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、再生可能エネルギーの導入をKPIの一つに位置づけるとともに、令和４年９月に閣議決定された「バイオマス活用推進基本計画」の中でも、バイオマスのエネルギー源としての利用促進をバイオマス活用推進施策の基本的な方針として位置づけており、当該法の仕組みが一層重要なものとなっている。また、令和７年２月に閣議決定された「エネルギー基本計画」の中で、自動車・航空などといった各分野でのバイオ燃料の取組を進めることとしている。 これらの動きを踏まえ、引き続き、バイオ燃料製造業者の導入初期の負担を軽減する本制度の延長を求める。	
こ れ ま で の 税 負 担 軽 減 措 置 等	税負担軽減措置等の 適用実績		適用件数	減収額
		令和２年	５件	21 百万円
		令和３年	４件	22 百万円
		令和４年	４件	21 百万円
		令和５年	３件	13 百万円
		令和６年	３件	9 百万円
		「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	課税標準（固定資産の価格） 適用総額 261,285 千円（令和５年度）	

の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	バイオ燃料等製造業者に対する固定資産税軽減措置により初期投資負担が軽減されることから、新規参入が促され、各地域におけるバイオマス活用推進計画の策定・実施に寄与した。
	前回要望時の達成目標	2030 年（令和 12 年）に全市町村におけるバイオマス活用推進計画の策定。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 7 年 3 月における市町村バイオマス活用推進計画等の策定状況は 1048 市町村と目標の 60%を達成しており、目標達成に向けて着実に増加している。
これまでの要望経緯		平成 20 年度税制改正により創設 平成 22 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 平成 24 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 平成 26 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 平成 28 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 平成 30 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 （バイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）製造設備は、適用対象を中小事業者等に限定。） 令和 2 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 （バイオ燃料製造者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（3 年間、課税標準の 2 分の 1）について、ガス製造設備以外の製造設備に係る課税標準価を価格の 3 分の 2 とした。） 令和 4 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 （木質固形燃料製造設備は適用対象を中小事業者等及び農業協同組合等に限定。） 令和 6 年度税制改正により適用期限を 2 年延長 （バイオ燃料製造者が取得した一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、木質固形燃料製造設備に係る課税標準を価格の 4 分の 3（現行：3 分の 2）とした。）